平成15年　第497号

6月

広報大鰐（おおわに）

KOHO ● OWANI

HEALTHY・ COLORFUL・ BRIGHT　TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

青森県
大鰐町
広報誌

●大鰐町ホームページアドレス　http://www.town.owani.aomori.jp

■石の塔への大鳥居

今日は未知との遭遇
この先には何があるのかな

『石の塔見ねうぢおっきごとしゃべらいね』
といわれても、この鳥居の先に何があるのか怖いよね
見てしまったらあまりの大きさにびっくりして
大きなことが言えなくなってしまわないように

■早瀬野地区「津軽石の塔囃子会」

Topics
話題

『人とみどりの元気なまちをめざして』

鰐中一年生茶臼山公園でつつじ植樹

今年も町主催により、大鰐中一年生九十八名が四月二十一日、久留米つつじなど五種、百三十本を茶臼山公園の山頂付近に入学記念として植樹しました。

開催にあたり、津軽森林管理署大鰐森林事務所の成田種彦首席森林官から植樹方法の説明を受けたあと、二川原町長の挨拶に続き、津軽森林管理署の鈴木利貴雄署長が「雨の中の植樹となりましたが、私はアフリカでの造林事業にも参加し痛感したことは、雨はまさに恵みの雨ということです。植樹は地球温暖化防止にもなります。また、皆さんの夢をつなぐ植樹となりますことを願っております」と挨拶、生徒達は九班に分かれ森林管理署職員の指導のもと、慣れない唐鍬を使って苗木を植え、自分の名札を取り付けていました。

町で薬草の苗・種を植付け

町農林課で五月七日、大鰐薬草展示圃(大字虹貝字清川地内、面積約5ａ)に国産生薬(株)の白井社長の指導により、薬草の苗・種の植付けを行いました。

今年は、生薬がどのようなものか現物をまず町民に知ってもらおうということで、北海道などで作付けされている品種などから三種(トウキ、キバナオウギ、ウイキョウ)を試験作付けしたもので、管理を虹貝地区老人クラブに依頼し、無農薬で栽培を続ける予定で、今後の成長を観察していきたいとのことでした。

石の塔へ行こう・ホラ吹き大会を開催

二連覇達成の菊地菊代さん

第八回万国ホラ吹き大会(実行委員長藤田隆彦)が五月八日(旧暦の四月八日)、「石の塔への登山」と雨池スキーセンターでの「ホラ吹き大会」を開催。

当日はあいにくの雨模様の天候に登山参加者は例年を下回ったものの、「ホラ吹き大会」会場には田代町、大鰐町、他市町村からおよそ四百人が詰め掛けて会場は満員となりました。

石の塔から昼前に下山し、雨池スキーセンターに着いた登山者の一行は、冷え切った体をもやし汁・そばで温め、鰐小四年生と田代町越山小学校の三年生から六年生による合同朗読劇やホラ吹き選手の大きなホラ話、田代町の民謡同好会、大鰐町文化協会山百合の会、谷村新司のそっくりさん谷村仁司による歌謡ショー、お楽しみ抽選会などのアトラクションで会場は盛り上がっていました。

審査の結果、弘前市の菊地菊代さんが「孫がいる大鰐町の行く末を案じて活性化プランを披露します。あじゃら山の裾野に大きな池を造り古代蓮を植え、田代町から早口川の水を引き込む。何故わざわざ田代から水を引くかといえば、田代山系を源にする早口川の水には金が含まれるからで、その水で育った蓮は黄金色に輝く神々しい花を咲かせ、これをお茶にし、蓮根でチップスを造る。難しいことはありません。町長がゴーといえばすむことです」と名調子で観客を沸かせ二年連続で優勝、仙人の称号を得ました。

大会の結果は次のとおりとなりました。

▽仙人　菊地菊代(弘前市)▽達人　櫛引　章(弘前市)／笹木義則(田代町)▽名人　三浦聖(大鰐町)／川口恭子(百石町)／山本　礼(弘前市)▽師範小向芳美・川口嘉五郎(百石町)／北林久市郎(田代町)／折戸谷勉(西目屋村)／小野隆平(青森市)／木田繁知代(大鰐町)

Town 1 町の

大鰐町助役に原田明悟(あきのり)氏(虹貝)

四月二十八日の臨時議会で、大鰐町助役に町役場を今年三月に定年退職した原田明悟(あきのり)氏(虹貝・60歳)を選任しました。

原田氏の主な経歴をご紹介します。

・昭和十八年三月八日生まれ
・昭和三十六年三月　青森県立弘前高等学校卒業
・昭和三十八年十月　大鰐町役場勤務
・平成十五年三月　大鰐町役場定年退職(総務課長)
・現住所　大鰐町大字虹貝字清川12番地５

原田氏は、39年間町職員とし勤務の傍らライフワークとして長年にわたって写真撮影を続けられており、その活動は高い評価を得ています。

山火事防止パレードを実施

青森県山火事防止対策協議会中南支部大鰐分会による山火事防止パレードが五月二日に行われました。

出発式では二川原町長(分会長)が「乾燥するこの時期、林野・山火事が多く発生します。昨年当町では一件でしたが、今年は既に四月、大鰐温泉スキー場内において林野火災が発生しております。地域のより一層の山火事防止に対する意識高揚に努めてほしい」と挨拶。この後早速、大鰐中学校を出発点として、大鰐警察署、南分署、町内分団、中南農林水産事務所、林業育成会などの関係者は其々の車両に分乗し、三班に分かれ「山火事防止」を呼びかけながら町内をパレードしました。

防犯訓練を実施

大鰐町防犯協会、大鰐署による防犯捜索訓練が五月十一日、苦木地区で協会会員関係者ら関係者六十人が参加して行われました。訓練は、同地区で強盗犯が凶器を持って逃走との設定で行われ、講評で川崎署長が「凶器を持っているということを想定すれば防護類について若干不備があったように思えますが、事故無く訓練が終えられたことに感謝いたします」と挨拶し、訓練を終えました。

大鰐町連合婦人会が平成15年度総会開催

四月十一日、町中央公民館で会員約六十名が出席し、長内会長が「この一年間の婦人会活動を振り返ってみますと、アジア大会でアジア各国の選手たちと接したが、アジアの国に住んでいながら他国の文化についていかに知らないかを痛感した。また、四月から始まったゴミの分別のおかげで家族の会話も増えたようでして、地域でのゴミ談義もあちらこちらで聞かれるようになりました。今後も婦人会の活動を通して、日常疑問に思うことはどんどんみんなで話し合って関係機関に提案していきたいと思いますので、今後も皆様のご協力をお願いします」と挨拶、新旧年度の事業及び予算と決算について審議し満場一致で可決され、役員の改選では長内会長以下再任となり新副会長に理事会で選出された水木トミ子さん(大鰐10)が承認されました。

総会後は大鰐警察署の川崎敏弘署長を招いて「安全・安心まちづくり」と題して近年の本県、当町などの刑法犯罪の傾向、またその対策等について講話が行われ、地域との係わりや情報収集の大切さについて再認識していました。

Topics
話題

平成15年度成人大学開講式

大鰐町中央公民館で四月十五日、第31期寿学級・第19期やまびこ学級の開講式が行われました。

開講にあたり花田中央公民館長が「今年は十六講座を用意しました。豊かな経験と知識で地域の良き指導者として活躍されますことを期待します」と述べ、二川原町長が「人生を一冊の本にたとえるならページをめくることなくその先を見ないのは悲しいことです。自ら人としての幅を広げようという皆様方に感服します。知力は体力と同様、使わなければ劣っていきます。益々お元気で頑張ってください」と激励。藤田信子さんが受講生(寿学級百六名、やまびこ学級八十四名)を代表して誓いの言葉を述べ、この後早速、映画「学び座」を鑑賞し、「教育とまなぶ心」について見識を高めていました。

南郡母親クラブ総会

四月十七日、南郡母親クラブ連絡協議会の総会が町総合福祉センターで構成南郡町村の母親クラブ会員約百二十名が出席して行われました。

開会にあたり、会長の菊池純子氏(蔵館母親クラブ)が「母親クラブとしての活動をとおして子ども達の健全育成に皆さんと力を合わせていきましょう」と挨拶、来賓の中南地方健康福祉こどもセンター須藤昌徳所長、県母親クラブ連絡協議会会長平野京、二川原町長らの祝辞の後早速議案の審議に入り、原案通り可決しました。同会では昨年の八月に「オムライスコンサート」を鰐中体育館で開催し、参加者から大きな反響を呼んでおり、今年度は子どもと親、又は親のための催事を当町で行う予定ですのでお楽しみくださいとのことでした。

東チモールPKO活動に参加した土岐昌人さん(八幡館・陸上自衛隊弘前駐屯地第39普通科連隊勤務)が三月十九日、大鰐町自衛隊協力会会長を務める二川原町長を訪問し、無事任務を終え帰町の報告に訪れました。

ご本人から体験記が寄せられましたのでご紹介します。

『東チモールPKO活動を振り返って』

土岐昌人さん

私は、平成十四年九月二十二日から十五年三月九日までの間、第二次東チモール派遣施設群の一員とし、PKO活動に参加を命ぜられました。東北を主として総員六百八十名、青森から百四十二名が参加し、うち弘前からは七名の人員が参加することとなりました。その一員とし選抜され、PKO活動に参加できるという事は私にとって非常に光栄でした。

現地到着後の任務は主として道路の維持・補修及びスタジアムの構築などでした。いざ始まってみると、作業開始当初の現地の気候は乾期でもあり、日中の気温は四十度前後にもなりました。それにも増して慣れない風土・習慣・言葉さまざまな環境変化等もあり、とまどったりもしたことを憶えています。しかし一緒に行った同僚達と共に協力しあえた事、そしてなにより家族からの励ましの手紙、差し入れ等により半年間という長いようで短かった期間の自分に与えられた任務を、無事終えることが出来たと思っています。

いま任務を終え振り返って感じることは、正直何よりもまず〝暑かった〟ということが思い出されます。そしてもう一つ、このPKO活動に参加させてもらい少しでも東チモールの人々、東チモールという国に対して貢献活動ができた事、そして弘前の代表とし任務遂行できたという達成感を感じています。

最後にこのPKO活動での経験・体験は、自分にとって忘れられないものであり、これからの人生のプラスにし、仕事の上でも活かしていきたいと感じています。

「オブリガード」ありがとう

Town 2 町の

『絵本の読み聞かせ』赤ちゃんもお母さんも笑顔がいっぱい

町では四月から、七ヵ月児健診を受診した赤ちゃんと保護者の方に、児童図書館員を講師に迎えて絵本の大切さや絵本の紹介、読み聞かせを行っています。

また、参加者には『いないいないばあ』の絵本をプレゼントしており、この絵本はキャラクターの表情の変化する仕掛けもされており、視覚的にも子どもが楽しめる絵本となっています。

絵本の読み聞かせは親子のつながりを深め、赤ちゃんの心や感性を育てるうえでとても重要で、絵本を読んであげると赤ちゃんは絵本を手に取ったり、なめたり、めくったりしてとても喜びます。もちろんお母さんにもやすらぎを与えてくれるひとときとなります。

絵本を通じて親子のことばや笑顔、しぐさのキャッチボールが増えるとともに、生涯を通じた本との出会いのきっかけとなってほしいとのことでした。

『大鰐・碇ヶ関地区少年野球大会』鰐小が優勝

二小の棟方一貴くんによる選手宣誓

大鰐・碇ヶ関地区春季少年野球大会が五月三日、四日の二日間にわたって大鰐スタジアムで開催されました。

大会には大鰐町から四校、碇ヶ関村から一校の計五校が参加、トーナメントにより熱戦が繰り広げられ、決勝は蔵館小と前日の試合で二小を二十七点差という記録的な大差で圧勝した大鰐小との間で行われ、大鰐小が初回四点をあげ、守っては好プレーで波に乗り前半を八点リードで試合を有利に進め、蔵館小も終盤三点をあげて追い上げたが今一歩及ばず、大鰐小が春季を制しました。

試合の結果は次のとおりです。

○予選(三日)
碇ヶ関小９―４長　峰　小
蔵　館　小17―６碇ヶ関小
大　鰐　小27―０大鰐第二小
○決勝(四日)
大　鰐　小８―３蔵　館　小

議会の動き

※町議会第三回臨時議会
◎四月二十八日(月)
午前十時、第三回臨時議会が招集され、大鰐町町税条例の一部を改正する条例等の専決処分にかかる議案四件を審議、原案のとおり承認されました。
また、大鰐町助役の選任の件が提案され、原田明悟氏(虹貝)が選任されました。

※市町村合併説明会
◎四月二十八日(月)
臨時議会終了後、市町村合併の現況等について町長と総務課長から説明があり、活発な意見が交換されました。

公文書開示の実施状況を公表します

大鰐町情報公開条例第25条の規定により、平成十四年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表します。

●公文書の開示請求の状況

実施機関　町長

請求件数	27件
開示	27件
請求総数	27件

平成15年度全国統一防火標語

その油断
火から炎へ　災いへ

消防だより

消防署　南分署

☎48−2108

大鰐中学校二年生
普通救命講習を受講

四月二十一日、大鰐中学校の二学年百二十名の生徒の皆さんが普通救命講習を受講し、修了証が交付されました。今年で六回目となる普通救命講習、生徒の皆さんはグループに別れ、実際にダミー(人形)を使って、人工呼吸や心臓マッサージなどの救命法を学びました。

迅速な救命手当と119番通報は、救命リレーのスタートです。そのスタートをきるのは、その場に居合わせた「あなた」しかいません。

消防署では、町民の皆さんに応急手当を学んでもらうために普通救命講習(三時間)を実施しています。

受講希望の方は、十名以上の団体で南分署までお申し込み下さい。また個人の受講希望者も随時受け付けております。

救急車を呼ぶ時は・・・

私達は、いつどこで突然の怪我や病気におそわれるか予測できません。

また、怪我や病気の中ではそのままにしておくと状態の悪化を招き、生命が危険に陥るものがあります。迅速な行動が尊い命を救います。

■119番が通じたら、次の事を慌てないではっきりと伝える。

①所在地と誰でも分るような目標があれば、それを付け加える。

・大きなビルやアパートなどの場合は、何階の何号室かをはっきりと話し、入口はどこが一番近いかを付け加える。

・駅の場合は、何番線ホームで何という入口が最も近いかを付け加える。

②どうして怪我をしたのか、またはどんな状態で発病したのかを話す。

③今どんな状態であるか見たままの状態を簡単に話す。

サイレンが聞こえたら、できるだけ案内する人を出して誘導する。

■現場に到着した救急隊員に、次の事を連絡する。

①救急隊が到着するまでの容体の変化。

②あなたが傷病者のために行った応急手当の内容。

③持病があればその病名、かかりつけの病院。

暴力追放標語

『住みよい町　いらぬ暴力　町の敵』

大鰐中学校2学年／竹本　竜大

シートベルトとチャイルドシート着用の徹底

平成14年中に、大鰐警察署でシートベルト非着用者の交通死亡事故の発生はありませんでした。

ところが、青森県内における交通事故死者数103人中、「自動車乗車中」の死者数は50人で、このうち25人がシートベルト非着用者（チャイルドシート含む）であり、着用していれば14人は助かった可能性がありました。

シートベルト・チャイルドシートは、交通事故発生時に最大の効果を得られる安全装置です。

シートベルトは、運転者自身は勿論、助手席の同乗者、後部座席の同乗者にも着用させるようにしましょう。

体が小さくてシートベルトを適切に着用させることのできない子供を乗車させるときには、チャイルドシートを使用しましょう。

【チャイルドシートを使用するときのポイント】

車種とチャイルドシートの種類によっては、きちんと取り付けられない場合があります。自分の車の座席に確実に取り付けられるチャイルドシートを選びましょう。

チャイルドシートは、ベルトのゆるみ等取り付け方法を誤ると、効果が発揮されないので、取扱説明書などに従って正しく取り付けましょう。

また、子供をチャイルドシートに正しく座らせましょう。

○子供の成長に合わせて使い分ける

子供の体格に合わないチャイルドシートの使用は危険を伴います。子供の年齢や体重、身長など発育の程度に応じてチャイルドシートを使い分けましょう。

○基準に適合しているものを使用する

チャイルドシートは、安全基準や安全規格に適合した国土交通省認証マークやＪＩＳマークがついているものかを確認しましょう。

○チャイルドシートを正しく取り付ける

・装着位置はより安全な後部座席が基本です。乳児用シートは、後部座席に後ろ向きに装着し、幼児用・学童用は後部座席に前向きに取り付けましょう。

・助手席にエアバックを備えている車の場合、チャイルドシートを後ろ向きに取り付けると、エアバックが作動したときにその衝撃で突き飛ばされることがあります。

・助手席にエアバックを備えている車の場合は、後部座席にチャイルドシートを取り付けましょう。

家族みんなでシートベルト・チャイルドシートの着用を習慣にしましょう。

来日外国人の不法滞在、不法就労防止にご協力を

○高い数値が続く不法滞在者

我が国と諸外国との交流は、あらゆる分野で年々活発化し、同時に、経済的利益を求めて

・滞在期間を過ぎても出国しない者（不法残留）

・我が国に不法に入国する者（密入国）

が増加しています。

平成15年１月１日現在、不法残留者は約22万人で、さらに不法入国者を加えると相当数に上ると考えられます。

不法滞在者は、旅券を確認するようなところでは働くことができないため、金を稼ぐために犯罪に走るという傾向が年々高まっており、大きな社会問題となっています。

○来日外国人犯罪の多発

来日外国人犯罪の最近の傾向は、高い収益を得るためにグループ化して殺人や強盗などの凶悪事件を引き起こしており、この傾向は、都市部だけではなく地方へも広がっています。

平成14年中の全国の来日外国人犯罪の検挙は、件数３万4,746件、人員１万6,212人と、いずれも過去最高を記録しています。

大鰐警察署管内では、来日外国人犯罪の発生はありませんが、青森県内では、来日外国人グループ等による窃盗事件やエステなどの風俗店で働く不法滞在者など104件（うち不法滞在者によるもの78件）、46人（うち不法滞在者21人）を検挙し、県内においても検挙件数、人員とも過去最高を記録しています。

○外国人を雇用するときは、必ずパスポート等の確認を

不法滞在者を雇用したり、仕事を斡旋したり、不法入国を援助することは、出入国管理及び難民認定法違反となり、罰則が適用されます。青森県内でも、過去には不法滞在者を雇用していた業者が罰せられた事案も発生しています。

外国人を雇用する際は、必ずパスポートなどで身分を確認しましょう。不法就労では、ブローカーや暴力団が介在し、これら関係者による労働賃金の搾取や不法就労している外国人が怪我をしたり病気などの場合にでも十分な救済を受けられないなど、人権上も問題となっています。

地域の皆さん一人ひとりが監視の目を光らせて、暴走できない街をつくりましょう。

警察署だより

☎48－2241

「暴走族を追放しよう」

バイクや自動車を運転し、集団で道路いっぱいに広がって走ったり、マフラーをはずして、夜中にうるさい音を出して県民に多大な迷惑をかけたり、善良な運転者に危険を及ぼしている者を「暴走族」と呼んでいます。

【暴走族の状況】

大鰐警察署管内では、暴走族グループは把握されていませんが、県内で把握された暴走族グループは、６グループ（65人）で、そのうちの３グループ（26人）を解散させることができました。これら暴走族グループは、主に10代の有職・無職少年で構成されています。

■暴走族は、暴走行為により、善良な県民に迷惑をかけたり、危険な目にあわせたりしているほか、人を殴ってケガをさせたり、脅かしてお金を取ったりするなど、年々粗暴・悪質化の傾向にあります。

警察では、暴走族を根絶するために、「暴走をしない、させない、見にいかない」をスローガンに、中学校、高等学校での「暴走族加入阻止教室」の開催や暴走族撲滅のための取締り活動を強力に展開します。

また、「暴走族根絶条例」が十和田市、六戸町、十和田湖町、五所川原市、鶴田町、黒石市、平賀町、尾上町、田舎館村、西目屋村、弘前市で相次いで制定されました。

暴走族を根絶するためには、地域の皆さんの協力が不可欠です。暴走行為を見たら110番通報をするか、最寄りの警察署・交番・駐在所に連絡をお願いします。

3月定例町議会　一般質問

○町政ここが聞きたい●

山口多喜二　議員
成田　孝昭　議員
秋田谷和文　議員
山田　金治　議員
渡辺久一郎　議員
内海　繁勝　議員
6名登壇

質問

①町施設の修理改善を

山口多喜二　議員

問①　茶室、テニスコート、野球場、スキー場リフト、各区会の集会場、研修センター、湯野川原福祉館等、今ある施設をもっと利用しやすくするためには、利用申し込みを簡素化する、また、時代状況の変化に応じて構造改築、修復することは今の時代非常に大事なことだと思います。

湯野川原福祉館は、中の構造を変える、そして蔵館大湯会館も利用に不便を来す今の状況下では、湯野川原福祉館を地域住民のために構造改築する必要があると思います。

アジア大会のジャンプ競技のTDアホカスさんは、滝の沢ジャンプ台はすばらしいので毎年コンバインドのワールドカップか世界選手権を開催するように申請の手続をしてほしいと、非公式ですが希望がありました。大変ありがたい言葉だと思います。

私は、今が公共施設の修復改善が必要な時期と考えます。ジャンプ台のように、ウインチつきの圧雪車があれば立派に生き返るものもあります。時代は急速に高齢化に向けて変化し続けています。公共施設をより多くの人々に利用していただくためにも速急な対応を望みます。

答①(町長)　公園内施設は、茶室、テニスコート、野球場に限らず、破損したり危険であれば必要に応じて改修に努め、利用申し込みも簡素化しました。また、インターネット上で施設の空き状況が確認できるシステムを設置、構築したことはご存じかと思います。

町民テニス大会の出場者を町民に限定しないで行った結果、その後少しずつ町外の利用者が増えています。

五月からはグラウンドゴルフに加えて、高齢者も子供も楽しめるペタンク、フリーテニスなど、五種類のニュースポーツをスキープラザとその周辺でできるよう計画しています。夏場のにぎわいや町民の健康増進に役立つことを期待しているところです。

各地区の集会施設改修の件ですが、十四年度には早瀬野地区、十五年度には虹貝、九十九森、高野新田地区の施設を改修することとしています。

湯野川原福祉館については、蔵館地区の方々の利用も考慮してとのことかと思いますが、調査・検討します。

いずれにしても、あじゃら山一帯の四季を通した活用と各地区にあります集会施設の使い勝手には十分配慮します。

構造改築が望まれる湯野川原福祉館

質問

①スキー場の町営化と今後の経営は

成田　孝昭　議員

問①　現在の株式会社方式でスキー場を経営することはもう見切りをつけ、町営で経営すべきだと考えます。理由は、運転資金、さらには電気料の基本料金を初め、リフト、各機器の整備費など多額の投資を町が行っているにもかかわらず、全く町民には経営の中身が見えないからです。

町で多額の金をスキー場に投資する以上、町民に開かれた経営方針、経営内容でなければならず、現在の株式会社方式では全く町民不在の経営です。

現在のスキー場経営の実態を見るとき、全国的にピーク時の四〇％以下まで利用客が減少していると言われます。東北地方でも約二十のスキー場が廃止や経営撤退などに追い込まれ、スキー場経営はまさに冬の時代だと言われています。

一方我が町のスキー場経営では、私は毎年町から持ち出し金がなければ営業ができない現状から考えて、毎年町からの持ち出し金の限度額を決定して、その範囲で経営すべきであると思います。

現在は約三十万人のお客様が来た当時のままのエリアで、その半分のお客様に対応しているのが現状であり、お客様が半分になったら当然エリアも半分にするのが経営だと私は

思います。

答①（町長）　私は、幾つかの理由から、結論としてスキー場は規模を縮小しながらも存続すべきと考えたわけです。そのことについては、いずれ議員の皆様と議論する機会を設けると申し上げましたが、これは必ず実施しますので、よろしくお願いします。

　いかに会社組織であっても町民不在の経営であってはならないことは申すまでもありません。事前のご相談やご報告は徹底したいと思います。

　財政支援の上限の設定についても、一般歳入が減少している現状を考えれば当然のことでありますので、スキー場の規模の適正化などとあわせて検討したいと考えます。

　いずれにしても、ご提言に添えるようにスキー場問題を議論の土俵に上げますので、よろしくお願いします。

規模の適正化が指摘されたスキー場

質問

①側溝等の悪臭対策を
②大鰐広報等の遅配と行政の取り組み方は

秋田谷和文　議員

問①　悪臭は、時には耐えがたい苦痛となり、我々の生活にも支障を与える。私は、悪臭に苦しむ住民が、少しでも改善された環境のもとで生活していただきたいとの思いです。

　我々の一般家庭から出る生活排水は、道路の側溝や用水堰に流れ込んでいるが、流水量や勾配等の関係で流れが滞り悪臭すら発生することがあります。こうしたことは、公衆衛生の面からも観光イメージの面からも看過できないことです。

　「癒しの街」建設を目指すならば、まず大前提として、胸いっぱい新鮮な空気を吸える環境が実現されなくてはなりません。悪臭という日常生活の切実たる問題に対し、どのような基本的考えを持ち、現実的対応をなさるのか。

答①（町長）　かつては調和のとれた勾配があり、良好な土地環境が保たれていたように思いましたが、宅地開発の進展に伴い、住宅と用水路、道路、側溝等の高低差が変化してこのような事態を招いたものと考えます。

　根本的解決策としては、地域全体の水路形態の大幅な見直しということになります。町としては下水道工事とあわせて側溝及び横断水路の修繕、あるいは新設改良工事を行っています。

　とりあえずの方法として、消防団に協力をいただくのも一策ではあり。また、ＥＭ菌が消臭にはかなり有効ですので、流れが停滞している場所には、試してみるのもどうかと思っています。

改善されるか側溝の悪臭

問②　物事を判断するには情報が不可欠であり、その迅速さも求められるところであります。広報等は、町と住民を結ぶ太いパイプであり、町政運営において大きな役割を果たしている。

　そこで、

　一つ、町長自身、広報等の果たす役割をどのように認識しているか。

　二つ、広報等が一般家庭に最終的に届くまでにいかほどの日数を想定しているか。

　三つ、現実に要している日数を調査したことがあるか。

　四つ、町は、広報等に遅配があること、このため、時には広報の記載が無意味になっている事態を把握しているか。

答②（町長）　町からの配布物が遅いということは、大変遺憾なことと思います。

　まず、広報の果たす役割ですが、町からの情報提供が主たる役割かと思います。

　次に、最終的に家庭に届く日数ですが、遅くとも一週間以内に届くものと考えていました。

　現実に届いている日数の調査については、これまで実は調査したことがありません。

　四点目の遅配についての苦情は、聞いたことがあります。町からの配布物はまず嘱託員に届けられ、それが班ごとに分けられて班長が各家庭に届けるというのが一般的な形です。慢性的な遅配であれば、嘱託員と相談する必要がありますので、そのような情報はぜひ提供してくださるようにお願いします。

質問

①身体障害者の老人医療は
②都市公園のトイレについて

山田　金治　議員

問①　身体障害者の手帳を持っている人は、六十五歳になると申請して初めて老人医療になりますが、何級から該当するのか。

　障害者の老人医療について広報でお知らせ願いたい。

答①（町長）　六十五歳以上七十歳未満の身体障害者の方が老人医療に該当する等級は、一級と二級であり、三級、四級の方は、その障害によって対象になる方もならない方もありま

す。
　障害者援護制度の一覧を記載した小冊子を新年度早々、障害者の方全員に配布しますので活用してください。
　制度については、広報などでも引き続きお知らせします。

問②　アジア大会の期間中わんぱく広場の池の下の駐車場のトイレを、なぜ開放しなかったのか。このトイレは夏場も閉じているのか。

冬期間は閉鎖される都市公園内トイレ

答②（町長）　トイレは従来からプラザを利用すれば足りるということから、冬期間は凍結防止のため閉鎖することが慣例になっていたこと。また、天皇皇后両陛下がおいでの際、お通りになられる道筋に当たり、警備上トイレ前の自販機は目隠しすることになっていたため、トイレも閉鎖すべきとの思い込みがあったことが原因でした。

質問

①議会の夜間開催とインターネット中継を
②不耕起・直播栽培の推進を
③十五年度予算における重点政策は

渡辺久一郎　議員

　入場者数を過少に見積もるなどから、結果的に多くの方々にご不便をおかけしたことについては、猛省しています。

問①　私ども議員は町民の代表である以上、町民に対して的確な情報を提示し、判断していただかなくてはなりません。町民の多くは、議会を傍聴したいけれども、仕事があるから行けないと思っています。そこで、夜間議会に対する協力方と町長の考え方を聞きます。
　次に、現実問題として大鰐の議場はごらんのとおり非常に狭く、傍聴席も余りありません。そこで、提案ですが、議会の模様をインターネットで中継すればどうでしょうか。今は中央公民館及び福祉センターはＬＡＮシステムでつながっており、ロビーの大型テレビで傍聴できるのではないか。

答①（町長）　議会運営委員会などでまずは議論していただきたいと思います。そのように決まれば、協力するにもちろんやぶさかではありません。
　インターネット中継は、庁内ＬＡＮが構築されていますので、さほど難しくはないと思います。
　費用とともにカメラの設置場所、あるいは操作する職員など具体的なことを中心に、前向きに検討したいので、少し時間をいただきたいと思います。

インターネット中継されるか大鰐町議会

問②　不耕起栽培法は、二十年も前に農業技術研究者の岩沢信夫さんが考えた農法で、耕さない田んぼに植えられる稲は、育つ環境が悪いために自然にたくましくなる。そのために、肥料も使わずに病気に強く収穫もふえるという。しかも田植えの準備をしなくてもよい。それだけでもすごいことなのに、田んぼの環境が変わり、絶滅が心配されるメダカやトンボが育ち、鳥のえさとなるタニシが繁殖する。白鳥やガンなどの野鳥が寄ってくる。
　今、食の安全に対する国民の不安と関心が高まっています。不耕起栽培法で無農薬栽培できれば、大鰐米としてブランド化できると思います。試験的に地域を限定して取り組んではいかがか。
　また、不耕起栽培用の田植え機の購入に当たっては、最大限の補助をしていただきたいと思います。
　このように不耕起農法を総合的学習に用いている学校がふえています。環境問題の教材にもなり、有意義な学習になると思います。

答②（町長）　昨年の無登録農薬問題でもわかりますように、また、議員も指摘されていますが、消費者の食に対する安心・安全への関心の高まりとともに、環境への配慮がより一層求められてきています。
　自然環境の中で動植物と共生できる農業が期待できるというわけですが、県内では今のところ不耕起栽培を行っている農家はないようです。当町においても自然状況や技術的に可能かどうか、さらに田植え機購入のための助成制度も含めて検討したいと思っています。
　また、まちづくりの点から考えた場合、ある程度まとまった面積で不耕起栽培が実現できれば、自然との触れ合いを体験できる観光資源ともなり、「癒し」及び「彩り」の町の一端を担うことになるものと考えます。
　不耕起栽培がもたらす多様な効果を総合学習の教材として活用することも子供たちの農業への理解、環境問題への関心、自然への愛着など有意義な学習につながることになるはずです。非常に貴重な提言に感謝します。

問③　町村合併の問題が急浮上し、既に十四市町村による任意の合併協議会に参加しています。そのようなことで、予算編成に当たっても合併問題を意識した予算編成にならざるを得ない状況にあったのではないかと推測します。
　地方交付税の減少は町政運

営の死活問題になりかねません。そういうような制約の多い中では、重点的な予算配分が大事になってくるだろうと思います。

十五年度予算における重点政策「二川原カラー」は何なのか。また、私はこれまで、最も近々の課題は大鰐町立病院の改築であることを度重ねて質問してきましたが、改めて改築に向けての力強い決意を伺います。

過疎債の有効的な使い道が大事になってまいりますが、十五年度予算案では、どのような配分になっているのか。

答③（町長）　議員がおっしゃるとおり、当町の財政状況は、町税の落ち込み、地方交付税の減額等により大変厳しいものがあります。その結果として、当初予算の歳出については、経常経費的なものが主となってしまいました。

町立大鰐病院の改築は、当然ながらその構想の中でも大きな位置を占めています。

十五年度の予算で過疎債を充当している事業は、地方特定道路整備事業と公園施設整備等に予定しています。

また、地域観光の拠点としてのＪＲ駅前整備のため、調査設計委託料として百万円計上しています。

質問

①開発公社の事件は和解を以って全て終焉し、真実は永久に闇の中か
②市町村合併は周辺町村が衰退し（特に大鰐町の）過疎化が加速するのでは
③同じ轍を踏むのか、新町長の三セクへの公金投入策
④アジア大会に町が要した経費の総額は
⑤蔵館財産区の決算書、内容に極めて重大な【疑義】がある
⑥新町長による町政の推進は斬新的手法と考えで

内海　繁勝　議員

問①　平成七年六月に突如として発覚した財団法人大鰐町開発公社の事件。いわゆる平成二年八月、開発公社が三菱重工との間で契約を発注した五億四千万円の請負工事、その後工事中に追加工事が生じたとして、これに四千万円、合わせて五億八千万円の人工降雪機請負工事。これとは別に、当時の職員らの手によって、関係書類を隠蔽し、秘密裏に行ったとする、いわゆる一億七千八百万円の裏工事の件は、いまだに多くの謎を抱え、疑惑があるにもかかわらず、和解をもって終結を迎えようとしています。

平成七年十月十八日付でこの事件にかかわった二人の行為が背任罪に該当するとして、刑事告訴を行っていますが、その際、大鰐町警察署に提出した告訴状とともに、これを裏づける立証書類、いわゆる証拠書類が、なぜか警察署に提出されていないのではという疑問がある。

町長は、このように幾多の重大な疑問があり、これらが何も解明されていないにもかかわらず、これで審理が尽くされたとして三菱に二千万円を支払い、すべてふたをしてしまうつもりでいるのか。

答①（町長）　今、私はご指摘の疑惑について徹底究明するつもりはありません。また、そろそろ和解するのが妥当と考えています。その理由ですが、今住民にとって最も必要なことは何かということを最優先させるべきと思っているからです。この事件は町の歴史に長く残り、格好の反省材料となるはずです。

問題が発生して八年、この間の町の凋落ぶりは目を覆うものがあります。今その解明に全力を挙げたとして、果たして町民の皆さんにどんなプラスになるのでしょうか。私は今そのときではないと思っています。

議員がおっしゃるように住民の大多数が何にも増して疑惑解明を最優先すべきと判断されたならば、そのときはすべてを犠牲にしてでもそのように対処させていただきます。

答①―②（企画観光課長）　証拠書類は大鰐警察署に出しています。

和解なるか人口降雪機裁判

問②　住民のコンセンサス、合意を得ていないのに、合併は避けられないと既成事実のようにとらえ、我が意を得たりと声高に叫んでいる者もいますが、町の後世や命運を左右する合併問題は住民の間でもって合併の機運を熟成し、町民の合意なしでこれを進めることなどは到底できないということです。

確かに大鰐町は、開発公社や第三セクターの破綻で莫大な債務を背負い込む結果になり、国からの交付税が、ままならず、いずれ推進力を失いかねない事態に陥ることは否めない。

町長も言うように、交付税の削減や税収不足など、今後ますます顕著になるということで、基本的に私は総論では合併肯定派です。何とも非効率的な行政体の運営を見たとき、現在ある自治体の数を削減すべきは当然なことです。

自治体としての町村区域は、本来町村の住民が自主的に決めるべきものであり、国や県の押しつけや理論をもって考えられるべき問題ではないと考えます。

大鰐町が今後合併に向かうとして、合併が弘前だけを利することになり、大鰐町住民が不利益をこうむり、果ては今後大鰐町の過疎が進み、淘汰されることになりはしないのか。

今後合併に向かうとして、その前にまず住民の意識を最優先し、住民投票を実施して、それに基づいて合併の可否を判断していただきたい。

答②（町長）　市町村合併により大鰐町の過疎化が進むのではないかというご懸念、もっともなお話と受けとめます。これはひとり大鰐町だけの問題ではなく、ともにそうならないように十四市町村で協議を進めています。

住民投票は、現段階では考えてはいないということです。ただし、アンケート調査は実施する予定です。

その結果や十四市町村での合併協議を進める中で、もしも大鰐町として想定していなかったような事態が出来したときには、住民投票の実施もあり得るということで、ご理解をいただきたいと思います。

問③　昨年あなたが町長選に立候補するに当たって配布した資料には、問題の第三セクターに対するあなたの考え、取り組みが、これには全く記述されておらず、この問題は避けて通ったと言われてもいたし方ない。このような指摘に対してお答え願いたい。

十二月議会で町長は「修繕費に関して十五年度もまた今年度と同程度の町の負担は必要である」「何の対策もなく、第三セクターの経費の支出を止めてしまうということは、好ましくない」と発言しました。これはまるで前町長の発言そのものです。

町長が言う、何の策もなく公金投入を継続することそのこと自体が地域経済や町の財政に悪影響を与えることになりはしないのか。

昭和六十年以降、開発公社、大鰐町、そして第三セクターが山にこれまで投入した設備費用や用地費を含めた、その総額をこの場ですべて開示願いたい。

仮にも町長が、第三セクターが抱えている根本的で構造的な問題に手をつけず、ただ単に施設に対する投資や貸し付けという手法で公金投入を継続するというのであれば、あなた自身にとって一番リスクが生じない甚だ楽な道を歩むということになり、その反面多くの町民に対して、今後とも耐乏を強いるということになることを、果たして町長は認識していますか。

答③（町長）　私の後援会の討議資料について個人的にいろいろ推測、憶測されるのはご自由ですが、それが議会で討議されなければならないものかどうか、私は疑問に思っています。

また、昭和六十年以降「山」に投入した費用の総額ということですが、山の定義をお知らせくだされば、それに沿って調査の上ご報告します。

このことを町民が知るのは当然として、同時に町外の人々にも知らしめることになり、数字がひとり歩きする可能性もあります。今、私どもは町の再生を最重要課題としています。他市町村の合併懇談会において、当町のスキー場問題が議論の対象となっているのはもちろんご存じのはずです。

問④　経費が計画より肥大膨張することが表面化し、最初からケチがついたアジア大会も、先般終了しました。

大鰐の会場においては、競技内容はともかく、参加国の選手と地元小学校の児童らとの間で国際交流があったようで、児童の皆さんは遠くの国から参加されたアジアの選手らと友好を深め、この機会に大変貴重な体験をし、周囲の感動を呼んだようです。その意味ではささやかながらも成功であったと思います。児童の皆さんの純粋で心に染みる、立派な歓迎スピーチに非常に感動しました。

大会直前にスキー関係者の方が、議員らが集まっていた議場に突然来場し、大会が開かれようとする直前になっても、地元旅館業者には一部を除いてほとんど予約が入らないと悲鳴をあげているので、議員らも組織委員会等に陳情をしたらどうかということでした。

これまで大会の開催に要し、大鰐町が負担した経費の総額を細大漏らさず、すべて正確に開示願いたい。

さらに、開催前から地元には、さして経済効果はないと言われていたようですが、このような指摘に対する町長の考えをお聞かせ願いたい。

答④（町長）　児童・生徒が外国の選手と交流し、友好を深めたことは貴重な体験であったという議員の評価には全く同感です。

某スキー関係者が全員協議会に来たときに指摘された、旅館業者の声ですが、業者全体の意向を確かめるべく旅館組合、ペンション組合及び民宿組合の各組合長に、組合員の意見・要望をまとめて連絡してくださるようお願いしました。しかし、連絡があったのは、わずかに民宿組合のみでした。

経費については、後ほど担当課長から説明させます。

アジア大会の地元に対する経済効果については、先ほど申し上げましたように、宿泊業者の反応から推測しましてもほとんど期待していなかったような気がします。完璧が望ましいのは当然ですが、せめて悪評だけは避けたいと思っていました。

児童生徒には貴重な体験だったアジア大会

答④―②（財政課長）　アジア大会の経費の内訳は、人件費等が、五千三百八十八万一千円。物件費等が、一千二百三十六万一千円。工事費が、二億一千九十万七千円になっています。

アジア大会の補助金として五百六十万円。それから行幸啓経費として五百四十三万七千円。トータルで二億八千八百十八万六千円です。これは見込みということでご理解していただければと思います。

問⑤　町条例の第九条によれば、管理会の運営については、大鰐町の議会の議事運営によると定めており、会議録に残し、永久に保存しなければならないことになっており、右管理会が会議を開き、議事を進める際、作成したであろう平成十年度以降、同十四年度までの会議録の保存状況をお答え願いたい。

　蔵館財産区管理会の会計事務及び当該決算書に対して、監査委員に対して監査を下命し、さらに過去にさかのぼって同管理会のすべての決算書の徹底した事務調査と工事内容の厳正な調査を実施し、議会に書面をもって報告するよう要求する。

　右管理会の平成十五年度特別会計予算案に対しても、計上してある八十二万五千円の工事請負費について、その内容を説明願いたい。また、平成十四年度は一切請負工事を同管理会は行わなかったと、そうとらえていいのか、お答え願いたい。

　いまだ管理委員の職にある前会長の法律上の責任は極めて重大であり、今後同人に対していかなる措置を講ずる考えでいるのか。

　監査委員にお聞きしますが、浴場施設等に対して毎年度、恒常的に工事を行っており、その職務上、これが予算書や決算書に計上されていないということを、右管理会に係る特別会計の監査事務を執行するに当たって、不可思議と考えなかったのか。

　工事発注に係る業者の選定経緯及び工事費用に対して不透明な点が存在するが、これを解明するため、調査が必要である。管理者である町長の考えをお聞かせ願いたい。

　大鰐町監査委員は、その職権をもって同管理会に対して、直ちに特別監査を実施すべきであると考えるが、これに対してお答えいただきたい。

答⑤（町長）　平成十年度以降の会議録の作成状況については、平成十二年八月から十四年八月までは作成していません。これを反省し、新しい委員には作成するよう指導しています。

　蔵館財産区の会計事務及び決算書については、監査委員が監査後議会に提案し、内海議員も含めて議決していただいたはずですので、ご了承お願いします。

　十五年度予算に計上した八十二万五千円の工事請負費ですが、大湯会館の改修工事費五十二万五千円と応急工事費三十万円です。平成十四年度は、共同浴場の冷却管の布設替え工事八十二万九千五百円と共同浴場の配管切り替え工事百六十二万七千五百円を実施しています。

　前会長の法律上の責任については、管理会の会長として保有施設の維持と区民の福祉のため、職務を遂行したものと考えておりますので、ご理解をお願いします。

　町内会からの支援は、町内会で予算及び決算の承認を得て工事費用等を支出していますし、そのかわりとして区民は一般よりも安い料金で入浴しているとのことですので、特に違法性はないと思います。

　特別監査を実施すべきとのことですが、監査委員は蔵館財産区管理会の予算及び決算を適正に監査していますので、ご理解をお願いします。

答⑤―②（代表監査委員）　蔵館財産区で管理運営をしている浴場施設に対する修繕費用は、町会費の中から支出されています。監査委員としては、蔵館財産区の特別会計に対しての予算及び決算書についての監査をしてきていますので、ご理解のほどお願いします。

　特別監査の実施ということですが、町内会からの修繕費の支出については、町内会の役員会で予算及び決算の承認を得ての支出ということですので、違法性はなく、現時点では財産区に対する特別監査は考えていません。

問⑥　二川原新町長の手でもって平成十五年度の予算を初めて立ち上げたわけであり、町民の多くがあなたに抱いている期待に対して、これをどのように認識しているのか。

　二川原町政の実質的なスタートで第一歩であります新年度予算を今回初めて拝見したところ、全く期待外れ、一体あなたは何のために町政に参画しようとしたのか、前政権になりかわったその意味とはどこにあるのか。

　ぜひ予算の補正措置を講じ、新年度中において、高齢者を初め婦人の方々、老若男女ら多くの住民が日常利用するインフラの整備に着手し、直ちに実行していただき、住民に明るい情報を発信し、町民の期待に答えるべく、まずその第一歩を踏み出していただきたい。

　新町長に望みたいことは、与党であるとか、あるいは野党だ、数の論理で物事を強引に決することはそろそろやめにして、これからは斬新な考えやその手法で町政を担ってくださるようお願いしたい。

答⑥（町長）　与党、野党の区別の件についてですが、今はそのような時期ではありません。どちらの会派の方々ともお話をさせていただきます。

　予算案が期待外れ、あるいは不透明とのことですが、当初私は各部門に一割カットを指示しました。そのことによって生じた財源を幾つかの重点事業に多少なりとも厚みをつけようと思ったからです。

　解決しなければならない問題があるため計上できなかった事業もありまして、めどがつき次第、追加提案したいと思っています。

　それから、財政が非常に窮屈になってしまったこと及び予算査定が行事だらけの時期と重なってしまい、時間的にも心理的にも余裕がなくなり、この点については大いに反省すべきと思っていますので、何とぞご了承くださるようお願いします。

議会だよりのコーナーは、町議会議員で構成されている広報委員会が編集しています。
なお、議事録は議会事務局で閲覧できます。

平成14年度中山間地域等直接支払交付金＜集落協定等の実施状況＞を公表します。

対象となった集落名	対象となった農業者数（人）	交付金額（円）			交付対象農用地面積（㎡）				
			うち集落共同活動充当額	うち農業者への配分額		田の急傾斜地面積	田の緩傾斜地面積	畑の急傾斜地面積	畑の緩傾斜地面積
宿川原	39	839,531	461,764	377,767	107,009	0	0	58,125	48,884
三ツ目内	147	7,053,497	3,879,489	3,174,008	1,016,152	9,583	527,902	119,213	359,454
居土	78	2,416,874	2,416,874	0	339,871	5,193	252,544	0	82,134
折紙	8	331,117	165,561	165,556	47,036	0	36,998	0	10,038
高野新田	40	2,006,905	1,103,813	903,092	253,781	13,679	175,979	10,923	53,200
虹貝	17	355,796	195,696	160,100	101,656	0	0	0	101,656
早瀬野	22	1,096,231	602,939	493,292	143,343	0	132,118	0	11,225
島田	23	1,635,081	817,545	817,536	169,202	0	80,301	85,190	3,711
蔵館	25	1,157,543	578,778	578,765	173,113	0	0	68,956	104,157
元長峰	59	3,293,594	3,293,594	0	685,204	20,736	14,801	58,237	591,430
苦木	66	2,278,742	2,278,742	0	348,939	0	195,239	22,360	131,340
長峰	65	2,545,877	1,400,262	1,145,615	560,559	9,421	93,123	0	458,015
九十九森	16	707,952	389,380	318,572	88,494	0	88,494	0	0
唐牛	153	7,731,202	3,865,629	3,865,573	1,226,095	12,743	447,711	150,271	615,370
駒木	26	2,037,776	1,018,895	1,018,881	189,792	66,005	48,537	0	75,250
駒ノ台	35	2,405,844	1,202,935	1,202,909	598,594	17,758	0	0	580,836
日の出・前田ノ沢	23	998,389	499,201	499,188	285,254	0	0	0	285,254
森山	54	1,854,142	1,297,925	556,217	333,755	0	0	85,750	248,005
八幡館	70	2,190,356	1,204,731	985,625	325,247	0	0	131,499	193,748
合計	966	42,936,449	26,673,753	16,262,696	6,993,096	155,118	2,093,747	790,524	3,953,707

平成14年度中山間地域等直接支払交付金は19集落に42,936,449円が交付されました。

■直接支払い制度とは

農業・農村は、食料を供給するだけでなく災害の防止や安らぎの場など「多面的機能」を担っています。

この中で中山間地域は、平野部に比べ生活基盤が立ち遅れていることや、傾斜地が多く農業生産の条件が不利なことから、過疎化や老齢化が進み、農地などの管理がままならず「多面的機能」の低下が懸念されています。

このため、中山間地域で農地の維持管理活動を実施する場合、生産条件の不利性を直接的に補うため、農地の傾斜度に応じて交付金を交付する制度です。

■直接支払いを受けるには

直接支払交付金を受けるには集落協定を結ぶことが必要です。協定では、農業生産活動や多面的機能を増進するための共同活動内容、交付金の使い道などの取り決めをします。

交付金は農業者への配分と集落の共同取組活動費で概ね半分に分けられます。集落の共同取組活動としては耕作放棄地の防止、区画整理や水路・農道の整備、担い手の育成等があり、これらの活動を**5年以上継続**して行うことが必要です。

■共同取組活動

大鰐町の共同取組活動には、主に次のようなものがあります。

●農業生産活動等

既耕作放棄地保全管理（草刈り、防虫対策等）	19件
水路や農道の管理（泥上げ、草刈り等）	19件

●担い手の定着

オペレーターの募集、研修等への参加	５件
認定農業者の育成	14件

●多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈り	18件
景観作物の作付け	１件

●生産性受益の向上

農作業の受委託促進	９件
機械や施設の共同購入、共同利用	５件
高付加価値型農業の推進	２件
農作業の共同化	３件

この他にも、各集落で様々な共同取組活動を行っています。
詳しい内容を知りたい方は、役場農林課までお問い合わせください。

中山間地域の多面的機能

中山間地域は河川の上流域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、食料の供給機能はもとより、国土の保全や、緑豊かな景観の提供などの多面的機能を有しています。この中山間地域の多面的機能を評価額に換算すると、県全体で682億円となっています。

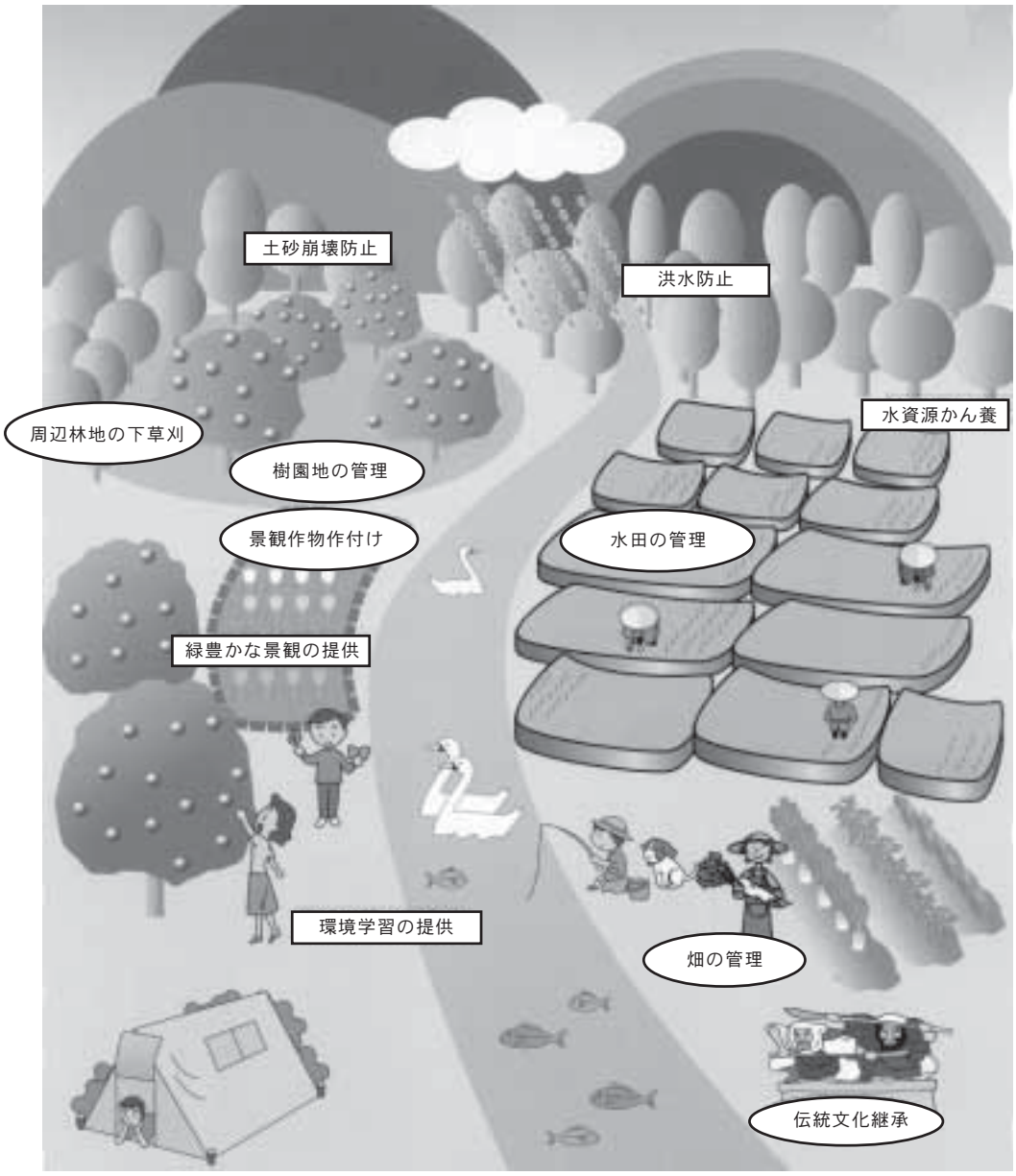

■お問い合わせは　大鰐町役場農林課　農政係　　☎48 － 2111 内線 435

平成15年５月１日から雇用保険制度が変わりました

求職者の方の早期再就職を図るとともに、雇用保険制度の安定的な運営を確保するための雇用保険法の改正が平成15年５月１日から施行となりました。

①基本手当の給付率、上限額等が変わりました

○基本手当の給付率が50％～80％（60歳以上65歳未満の方は45％～80％）に変わります。
○基本手当日額の上限額が変わります。
（例：45歳以上60歳未満の方の上限は8,040円となります）
○60歳時の賃金日額による算定の持例が廃止されます。

②多様な早期就業を促進します

○基本手当の支給残日数を所定給付日数の３分の１以上残して常用雇用以外の早期就業をした方に対して、基本手当日額の30％を支給します。
＊支給残日数を所定給付日数の３分の２以上残して常用雇用以外の早期就業をした方については、(財)高年齢者雇用開発協会から早期再就職者支援金が支給されます。

③基本手当の所定給付日数が変わりました

１）自己都合、定年等により離職した方（障害者等の就職が困難な方を除く）

算定基礎期間	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

２）倒産、解雇等により離職した方（障害者等の就職が困難な方を除く）

算定基礎期間／離職時年齢	１年未満	１年以上５年未満	５年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	―
30歳以上35歳未満			180日	210日	240日
35歳以上45歳未満				240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

④教育訓練給付の給付率、上限額等が変わりました

○給付率が40％に、上限額が20万円に変わります。
○雇用保険に通算して３年以上加入している方にも支給されます。（３年以上５年未満の方は給付率が20％、上限額が10万円となります）

⑤高年齢雇用継続給付の給付率等が変わりました

○60歳前と比べて25％を超えて賃金が下がる場合に、賃金額の15％相当の額を支給します。

⑥保険料率は平成16年度まで現行の1.4％に据え置きます

■詳しくは　青森労働局・公共職業安定所（職業安定課）　☎017－721－2000

６月29日(日)は青森県知事選挙の投票日です

投票時間は　**午前７時から　午後８時まで**

●不在者投票は、６月12日(木)から６月28日(土)までできます。
●出稼ぎ等で不在投票される方は、代理人が告示前から請求できます。
　お早めに請求してください。（請求場所は町役場第１会議室）
●開票は中央公民館で午後８時50分からです。

告示日／６月12日(木)　■詳しくは　大鰐町選挙管理委員会☎0172－48－2111内線217(澤田)

EVENT

行事予報

6月

天候等による日程の変更にご注意ください。

７日（土）～８（日）	○地区小学校野球大会（大鰐スタジアム）
８（日）	○第１回あじゃらミックスダブルステニス大会（あじゃらテニスコート）
13日（金）～15日（日）	○南地方中体連夏季大会
22日（日）	○第24回町民バドミントン大会

7月

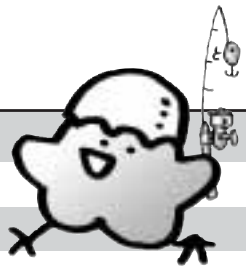

１日（火）	○羽黒神社宵宮
６日（日）	○町民卓球大会（午前８時30分～・鰐中体育館）、早瀬野宵宮
８日（火）	○社会を明るくする運動決起大会
９日（水）	○宿川原、蔵館宵宮
13日（日）	○駒木、三ツ目内宵宮
14日（月）	○八幡館、九十九森、元長峰、折紙宵宮
15日（火）	○森山、高野新田、虹貝、虹貝新田宵宮
16日（水）	○唐牛、駒ノ台、居土宵宮
17日（木）	○苦木、島田宵宮
18日（金）	○町内小・中学校　一学期終業式
23日（水）	○長峰宵宮
25日（金）～８／17日（日）	○大鰐温泉サマーフェスティバル（25日納涼ふぇあ、26日大円寺宵宮、タイマツ行列、27日消防団玉落し、流し踊り、その他）

４月19日クリーン大作戦

５月２日、役場職員が可搬式ポンプで洗浄

４月13日、町内会が総出で清掃

四月、春の清掃活動が町内各地で行われました

■４月13日

大鰐３・４町内の町内会で地区消防団員らの協力を得て、町内の側溝泥上げなどの清掃を行いました。

■４月19日

県内でクリーン大作戦が行われ、当町でも平川河川敷、茶臼山公園の清掃が行われ、早朝小雨の降る中、町中央公民館に、青銀大鰐支店職員、大鰐町役場職員組合、婦人会、自然愛好会などボランティアが三十人ほど詰め掛けました。

参加者は、雪解け水で河川敷に打ちあげられたシート、空き缶、ペットボトルなどのプラスチック容器を拾い集め心地良い汗をかいていました。

八幡平の自然を観察しよう！

主催　青森県環境生活部自然保護課

主管　県立自然ふれあいセンター

期日　平成15年７月３日(木)(自然ふれあいセンター開設11周年記念日)

場所　八幡平

対象　八幡平の自然を観察したい方ならどなたでも

定員　30名(定員になり次第締め切ります。)

参加料　無料

講師　３名を予定

日程　７月３日(木)荒天決行
８:00～８:15受付(県立自然ふれあいセンター)/８:15～８:30開会式/８:30～11:00貸切バス(八幡平山頂へ)/11:00～12:00観察会/12:00～12:45昼食・休憩/12:45～13:45観察会/13:45～14:00貸切バス(八幡平ビジターセンターへ)/14:00～14:15八幡平ビジターセンター見学/14:15～16:45貸切バス(県立自然ふれあいセンターへ)/16:45～17:00閉会式・解散

申込み受付方法

・参加希望者は、電話で直接「県立自然ふれあいセンター」へ。

・受付時間　午前９時～午後４時

・受付期間　平成15年６月２日(月)～６月30日(月)

参加者服装・携行品

・野外活動に適した服装・帽子・雨具・昼食・水筒・敷物・筆記用具

■申込み及び問い合わせ先

〒038－1301南津軽郡浪岡町大字大釈迦字沢内沢１－１
県立自然ふれあいセンター
☎62－4527　FAX62－8510

破産手続に関する相談

現在、青森地方裁判所本庁では多重債務に関する相談については「受付相談センター」で行っています。

「受付相談センター」が混み合った場合は、長時間待って頂くこともありますので、破産手続きに関する相談を希望される方は、「破産手続説明会」をご利用下さい。「破産手続説明会」は、原則として週１回開かれています。

■詳しくは　「破産手続説明会」についての照会は、青森地方裁判所民事部破産係までお問い合わせください。

☎017(722)5351(内線2416・2417)

【下水道工事における車両通行規制のお知らせ】

平成15年度より温泉街の下水道工事が始まりますが、工事期間中に一部一方通行が解除(対面通行)となりますのでお知らせします。

また、順次工事計画にあわせて車両通行規制のお知らせをしますので、皆様方のご協力をお願いします。

※施工区間は10m程度とし、順次開放する。
※施工個所が一方通行の区間は一時解除する。
※施工期間に変更が生じた場合は後日連絡します。

■詳しくは　建設課下水道室　☎48-2111 内線446（加川・山中）

①第17回町民卓球教室開催について

町民スポーツ普及の一環として毎年開催の大鰐町町民卓球大会も今年で23回を数えるまでになりました。今年も大会に多数参加して頂けるよう、初心者の方々を対象にした卓球教室を下記の通り開催しますので、大会への参加・不参加にかかわらず、多数のご参加をお待ちしております。

日時　平成15年６月３日～同６月24日の毎週火曜日19時～21時迄（計４回）

会場　大鰐中学校卓球練習場（共同学習室）

参加料　無料

その他　ズックを持参、ラケットのない方には、無料で貸し出し致します。動きやすい服装で参加して下さい。

※年齢に関係なく、運動不足解消の為に、初心者大歓迎です！

②第23回町民卓球大会開催について

大鰐町体育協会、大鰐町卓球協会主催による、恒例の第23回大鰐町町民卓球大会を下記の通り開催致します。

今年は新たに「ピンポンの部」を初心者向けに設けましたので、ふるってご参加ください。

日時　平成15年７月６日（日）

・開会式　　８時30分より

・監督会議　８時45分より

・試合開始　９時00分より

会場　大鰐中学校体育館

申込先　大鰐町卓球協会会長神郁夫又は、大鰐町卓球協会事務局（株）さかもと坂本真一まで

申込締切　６月29日（日）午後５時必着

参加料　団体種目は１チーム1,500円、個人種目は1種目500円、当日徴収します。（※中学生以下については、団体戦・個人戦ともに無料とする）

その他

・参加賞、昼食を支給致します。

・ズックを持参、ラケットのない方には無料で貸し出しします。

・動きやすい服装で、できるだけ白系の上着は着用しないで下さい。

・万が一の怪我に備え、傷害保険にも加入となりますのでご安心下さい。

※その他注意事項は、当日配付する大会プログラムに従って下さい。

■①、②について詳しくは　大鰐町卓球協会事務局（株）さかもと坂本真一　☎48－2251

自動車をお持ちの皆様へ 平成15年度の自動車税の納期限は、６月30日（月）です

○自動車税は、その年の**４月１日現在の所有者に課税**されます。ただし、クレジット会社等に所有権が留保されている自動車については、使用者に課税されます。

○自動車税の**納税通知書は６月３日に発付**されますので、お近くの金融機関で納期限までに納付してください。また、納税通知書には、納付後に納税証明書となる用紙が添付されておりますので、車検の継続検査の際にご利用ください。

なお、**口座振替を申し込まれている場合は、６月30日**に口座から引き落とされます。

○自動車を**譲渡したり廃車にした際には、それぞれ名義変更、抹消の登録手続が必要となります。これを怠りますと、翌年度以降も登録上の名義人に課税**されることになりますので、必ず登録手続きを行ってください。

※転居その他の理由で納税通知書が届かない方や、ご不明な点のある方は、弘前県税事務所までご連絡ください。

【自動車税のグリーン化について】

自動車環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については、その排出ガス性能に応じて税率を軽減（軽課）し、新車登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については、税率を重く（重課）する制度（自動車税のグリーン化といいます）が平成14年度の自動車税から実施されました。

○軽課される自動車（登録の翌年度から２年間）

平成13年度、又は平成14年度に新車新規登録された次の自動車

・電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車

・低燃費車であって、かつ、最新排出ガス規制値より一定割合以上有害物質の排出を低減させた自動車

○重課される自動車

・新車新規登録から一定の年数を経過した自動車（電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、一般乗合バス、被けん引車を除く）。

■詳しくは　弘前県税事務所納税課☎32－1131内線231・233

テーマ　『介護保険について』
講師　特別養護老人ホーム大鰐ホーム　介護支援専門員山内良治
定員　30名
参加料　無料
申込先　特別養護老人ホーム大鰐ホーム
■詳しくは　特別養護老人ホーム大鰐ホーム☎47－5036(担当福士)

児童手当の手続きはお済みですか

児童手当の受給者は申請時の状況と変更があった場合には届出をしなければなりません。受給資格がなくなったのに受け取った場合は、全額返納となります。

届出が必要な場合

1．特別給付受給者であるサラリーマン等(厚生年金加入者)が退職し国民年金加入対象者となったとき
2．出生により児童が増えたとき
3．受給者が公務員になったとき
4．受給者または児童の名前が変わったとき

また、以前児童手当を申請し所得制限により認定を却下された方で、加入年金が国民年金から厚生年金に変更になった場合は特例交付金として手当を受けられる場合がありますので、変更になった時点で認定請求をするようにしてください。また、児童手当現況届の申請についても**6月23日(月)**に役場議場において受付けしますので手続きをしてください。

届出がない場合は手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

■詳しくは　役場保健福祉課☎48－2111内線303(藤田)

無料法律相談所開設

町では、いろいろな問題で困っている方のために弁護士を招いて無料法律相談所を開設します。

相談内容等については秘密厳守しますので安心してご相談ください。

日時　6月27日(金)10時から12時
場所　大鰐町中央公民館
※受付は10名以内ですのでお早めにお申し込みください。
■詳しくは　役場保健福祉課☎48－2111内線303(藤田)

平成15年度女性健康相談のお知らせ

女性が、その健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう支援し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

対象者　思春期から更年期までの女性
内容
(1)思春期健康相談
(2)妊娠、避妊についての相談
(3)不妊に関する一般的な相談
(4)婦人科疾患、更年期障害の相談
(5)その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談
実施場所　中南地方健康福祉こどもセンター弘前保健所2階
相談日　毎月1回第4水曜日受付時間13:00～13:30
【15年度日程】
〈15年〉4月23日、5月28日、6月25日、7月23日、8月27日、9月24日、10月22日、11月26日、12月24日
〈16年〉1月28日、2月25日、3月24日
相談担当者　保健師等
■詳しくは　弘前保健所健康増進課☎33－8521

第4回中村喜久子先生を囲んで楽しいお話会開催

悩みやゆらぎを安心して語りあえる、聴いてもらえる『気楽なお話会』です。

どうぞ一人でも多くの参加をお待ちしております。

日時　6月15日(日)　午前9:00から12:30
場所　大鰐町中央公民館3階(講座室)
講師　日本ミニカウンセリングで学ぶ会　会長中村喜久子先生
受付　午前8:30から8:50
(話し合い9:00から12:30)
参加費　1,500円(著書代1,000円含む)
その他　当日参加可。前もって著書『子育てのポイント』をお渡ししますので早めに連絡を。
■詳しくは　大鰐カウンセリングで学ぶ風の集いの会　代表佐藤朗子☎48－2047

りんご行動計画県民参画促進助成金について

県内在住者の3人以上の団体・グループで新しいりんご産業に取り組む活動に資金助成(10万円以内、100万円以内の2コース)します。

募集締め切り　6月20日迄
■詳しくは　21世紀青森りんご行動計画推進協議会事務局
☎017－734－9489(野呂・佐々木)

INFORMATION

おしらせ

人間ドックの申込みは６月30日までに

国民健康保険被保険者(国保加入者)の健康づくり推進事業として、疾病の早期発見、早期治療を目的に『平成15年度国保加入者短期人間ドック(日帰り)』を下記の日程で実施します。

実施人員　100名(概ね100名になり次第締め切ります)

対象者　国民健康保険被保険者で、国民健康保険税を納期までに納めている年齢40歳～69歳までの男女

※なお、人間ドックを希望する方は、町が毎年実施している基本健診及び各種ガン検診(婦人科検診は別)をご遠慮ください。また、現在入院されている方は、人間ドックを希望しないようお願いします。

検診料　無料

実施期間　平成15年９月～11月、16年２月～３月

実施場所　町立大鰐病院

申込締切り　６月30日(月)までに、受診月日等の希望を役場保健福祉課へ(電話可)

※申し込みされた日程等に希望者が多い場合は、変更することがありますのでご了承ください。

また、受診日程については、受診日が近づきましたら直接本人へ通知します。

■詳しくは　役場保健福祉課
☎48－2111内線313(須藤)

身体障害者の巡回診査の実施

身体障害者の医学的判定と更生に必要な総合的相談に応じ援護の万全を期するため身体障害者の巡回診査を実施します。

対象者

１．身体障害手帳の再認定が必要な方は必ず受診のこと

２．身体障害者手帳の交付を受けたい方

３．車いすなどの補装具の交付、修理が必要な方(電動車いす、人口喉頭及び介護保険給付対象物は除く)

４．施設入所などに関する相談を希望する方

実施日時等

１．聴覚障害　７月９日(水)
青森県身体障害者更生相談所(弘前市西城北☎32－8437)
受付時間　８時45分から11時
診査時間　９時30分から12時

２．肢体障害　７月14日(月)
弘前市身体障害者福祉センター(弘前市八幡町☎36－4521)
受付時間　８時45分から11時
診査時間　９時30分から12時

３．肢体障害　７月17日(木)
黒石市老人福祉センター(黒石病院付近☎53－3961)
受付時間　８時45分から11時
診査時間　９時30分から12時

その他　持参するもの

１．身体障害者手帳(所持者のみ)

２．健康保険証　３．印鑑

■詳しくは　役場保健福祉課
☎48－2111内線319(川原田)

介護保険家族介護慰労金を支給

要介護認定で、要介護４及び５に該当する町民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去１年間介護保険からのサービス(年間１週間程度のショートステイの利用は除く)を受けなかった方を現に介護している家族を慰労するため、年間10万円が支給されます。受給を希望される方は印鑑及び振込先の預金通帳(郵便局を除く)を持参し、役場保健福祉課で申請手続きをしてください。なお、下記の大鰐町在宅寝たきり**老人介護手当との重複受給はできません。**

■詳しくは　役場保健福祉課
☎48－2111内線315(横山)

在宅寝たきり老人介護手当を支給

満65歳以上の在宅で寝たきり(平成15年６月１日現在で６ヵ月以上寝たきり)状態の老人を介護している方に対し介護手当(５万円)を支給します。受給を希望される方は、**６月23日**まで印鑑及び振込先の預金通帳(郵便局を除く)を持参し、役場保健福祉課で申請手続きをしてください。

なお、介護保険家族慰労金との重複受給はできません。

■詳しくは　役場保健福祉課
☎48－2111内線315(横山・油川)

家族介護者教室を開催

介護保険について知りたい方、家族介護者教室に参加してみませんか。

日時　平成15年６月21日(土)
午前10時から11時30分

場所　大鰐町中央公民館(２階研修室)

■青森りんご一日一個で健康を！(県産りんご消費拡大標語)

１歳の誕生日

【地区：早瀬野】
山内　正幸・有紀子さんの子
里桜（りお）ちゃん
（平成14年４月15日生まれ）

はじめまして、山内里桜です。
桜がいっぱい咲いた時に生まれました。家にもじいじとパパが植えてくれた桜の木があります。
早くこの桜の木のように大きくなりたいなあ。

暮らしの情報

【消費者からの相談事例】

■オードトワレ（瓶入りの香水）が乗用車物入れで破裂

前日に購入した、輸入品のオードトワレを、朝１回使用した後、８時から17時まで夏の炎天下に駐車した車内の運転席横の物入れに入れておいた。退社時（17時）、車に戻ったところ、オードトワレの瓶が破裂しており、物入れ内部のプラスチックがばらばらになっていた。オードトワレの外箱、瓶には「高温となる場所には置かない」旨の記載は見当たらなかった。車の物入れの交換とオードトワレを弁償してほしい。

（30歳代　男性　給与生活者）

■アドバイス

事故は８月に発生しました。夏の炎天下に窓を閉めきって駐車した場合、車内の温度は50℃以上、また、ダッシュボード付近では80℃前後になります。

窓のくもり止めスプレーを車中に置いておいたところ破裂し、ガラスが破損した事故やライターが自然発火した事故も発生しています。

センターで事故発生原因を調査したところ、瓶が破裂したのは、内容物（エタノール、常水、香料等）の体積が膨張して内部の圧力が上昇して、瓶表面の小さな傷から破裂したことが分かりました。また、事故品と同型の製品に熱を加えて再現テストをしたところ、約50℃で破裂しました。

輸入元は「高温となる場所には置かない」旨の表示がなかった点を認めて、「高温多湿での保管をお止め下さい」と表示を変更しました。また、相談者には輸入元が契約しているＰＬ保険から保険金が支払われ、車の物入れの交換代金が支払われました。

生活スタイルが多様になり、また自動車関連商品もたくさん販売されているために、いろいろな物が車内に持ち込まれます。日光と気温により車内は予想外に危険な状態になります。車内に物を置くときには十分に注意をしましょう。

■コメント

オードトワレは、薬事法第２条第３項に定める「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう」化粧品に分類されます。

化粧品の表示に関する法律等は薬事法、薬事法施行規則、不当景品類及び不当表示防止法、化粧品の表示に関する公正競争規約・同施行規則（化粧品公正取引協議会に参加する事業者に適用するもの）があります。製品に品質保持のために「高温多湿の場所には置かない」等の表示のある製品もありますが、法律等によって、オードトワレの使用上又は保管上の注意事項の表示は定められていません。しかし、本件のように、事故が発生していることを考慮すれば、注意事項の表示が望まれます。

消費生活のご相談は
■青森県消費生活センター
☎017―722―3343
弘前相談室
☎0172―36―4500
国民生活センター相談部
☎03―3446―0999

戸籍の窓口

■４月受付分

お誕生おめでとう

お子さん（父または母）地区名

成田　実由（女・哲也）八幡館
石郷　朱麗（女・誠）九十九森
松岡　里歩（女・一樹）蔵館７
山内　聖璃愛（女・大生）大鰐５Ｂ
成田　郁也（男・哲也）大鰐10
外崎　志朋（女・豊）三ツ目内
山崎　高虎（男・光司）高野新田

おくやみもうします

亡くなった人（年齢）地区名

三浦　呈策（80歳）元長峰
山内　芳政（51歳）早瀬野
佐々木　ミツ（98歳）大鰐６Ｂ
福井　ちゑ（92歳）大鰐３
藤田　よし（89歳）唐牛
水木　くに（88歳）苫木
工藤　俊男（68歳）早瀬野
澤田　キミエ（74歳）大鰐10
渡邊　まさ（84歳）高野新田
佐々木　成彌（82歳）八幡館
幸山　布治男（78歳）高野新田
成田　キヌ（85歳）唐牛
太田　緑（78歳）大鰐５Ａ
白川　敏佳（５歳）唐牛

大鰐町の人口と世帯数

平成15年４月末日現在

人口	13,008人
前月比	（－８）
男	6,058人
女	6,950人
世帯数	4,302世帯
前月比	（－２）

発行　大鰐町役場（〒038―0292　青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館五番地三）
編集　総務課　☎0172―48―2111（代）